明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この条において「特措法」という。）第三十二条第一項第二号に掲げる区域（以下この条において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針に沿つて行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項に規定する施設における営業時間の短縮、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が新型コロナウイルス感染症に際し新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に行つた第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業（雇用調整助成金が支給される休業であつて、対象区域にある施設におけるものに限る。）については、同条第二項第一号及びこの条第四項の規定にかかわらず、当該休業に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払つた手当の額に相当する額として算定した額の五分の四の額（その額を当該手当の支払の基礎となつた日数で除して得た額が一万五千円を超えるときは、当該額に当該日数を乗じて得た額）を支給するものとする。

（新設）

7　前項の事業主であつて第五項各号のいずれにも該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「十分の十」とする。

8～11　（略）

（新設）

6～9　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和三年一月八日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）